

鳥取市社会福祉協議会老人福祉センター運営事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する老人福祉センター運営事業の補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市社協が行う別表第1欄及び第2欄で定める事業とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げるものとする。ただし、他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で市長が認める額とする。

2 補助金の額を算出する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）に規則第4条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、4月30日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請を受けたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、市社協からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。なお、規則第11条第1項ただし書により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第8条 市社協は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、補助事業等実績報告書（様式第2号）に規則第12条第1号、第2号及び第3号に定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の4月30日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後に交付申請のあったものから適用し、同日前に社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）により、交付申請され、交付決定されたものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 補助対象経費	4 補助率
老人福祉センター運営事業	市社協が運営する老人福祉センター（国府町老人福祉センター、河原町老人福祉センター、気高町老人福祉センター、青谷町老人福祉センター）において、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませることを目的とする事業	人件費（給料、法定福利費、福利厚生費。嘱託職員及び臨時職員に限る。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、損害保険料）、委託料（業務委託料、保守料）、賃借料、租税公課	10/10（ただし、上限額は予算の範囲以内とする）

様式第1号（第5条関係）

発鳥市社協第 号
平成 年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住所
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助金等交付申請書

平成 年度において、下記のとおり老人福祉センター運営事業補助金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
老人福祉センター運営事業補助金
- 2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
(1) 事業計画書
(2) 収支予算書

様式第2号（第8条関係）

発鳥市社協第 号
平成 年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所
氏名 社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会 会長

補助事業等実績報告書

平成 年 月 日付け鳥取市指令受福高第 号をもって交付決定のありました老人福祉センター運営事業補助金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 補助事業等の施行場所 鳥取市
- 補助事業等の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
- 補助事業等の実施方法 直営
- 補助金等の交付決定額とその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円
差引	金	円
- 添付書類
 - 事業報告書
 - 収支決算書
 - その他